

## 検討会の目的とスケジュール

### 1. 目的

平成12年の建築基準法改正により建設可能となったものの、技術的難易度が高く、建設が進まない木造耐火建築物について、木造化を図るよう努めていくことが重要であることから、本検討会では、官庁施設の有すべき性能水準を満たしつつ、コスト低減にも配慮しながら、適切に木造耐火建築物を設計、施工、維持管理する手法を検討する。

### 2. 背景

木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等にかんがみ、公共建築物等における木材の利用を促進するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年5月に成立した。

公共建築物等木材利用促進法では、国の責務として、「木材に対する需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない」こと、「木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の木材の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」こと等が規定された。

さらに、法に基づく基本方針では、耐火建築物等以外の低層、小規模の施設について、原則としてすべて木造化を図ることが、目標として定められた。木造の耐火建築物が原則木造化の対象外となった理由は、平成12年の建築基準法改正により建設可能となったものの、事務用途の建築では、技術的難易度が高く、高コストで、実績が非常に少ない（国の庁舎における実績は皆無、民間事務所では数例）からである。

一方、基本方針には、耐火建築物であっても、「木造の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする」と規定されている。木材の利用の更なる推進のためには、木造の耐火建築物の検討が不可欠である。

これらの状況を鑑み、本検討会では、木造耐火建築物について官庁施設の有すべき性能水準を満たしつつ、コスト低減にも配慮しながら、適切に設計、施工する手法を検討する。

### 3. 検討内容とスケジュール

#### ○ 平成 23 年度

検討会の開催と検討内容	
10 月	第 1 回 ・ 木造耐火の技術的手法、既存の実例の整理、比較検討 ・ フィージビリティスタディのための条件整理
11 月	第 2 回 ・ フィージビリティスタディ
12 月	複数のスタディ案を作成し、ケーススタディを実施する案を、 3 案程度選定
1 月	第 3 回 ・ ケーススタディのうち 2 例について、設計と条件、 コンセプトの整理
2 月	第 4 回 ・ ケーススタディのうち 2 例について中間報告
3 月	第 5 回 ・ ケーススタディのうち 2 例について最終報告

#### ○ 平成 24 年度

- ・ ケーススタディのうち 1 例を実施
- ・ 設計、施工に必要なマニュアル、詳細図、チェックリストといったツールの整備